

## 第 3 次北海道消費生活基本計画の策定について

## 計画策定の趣旨

平成27年3月に策定した現行の『第2次北海道消費生活基本計画』が平成31年度で計画期間を終了すること、また、国では第4期消費者基本計画（令和2年度から5年間）の策定に向け検討中あることから、令和元年度中に『第3次北海道消費生活基本計画』を策定する。

＜基本計画策定の根拠：北海道消費生活条例第6条の2＞

知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならない。

## 計画の策定状況等

- ＞ 北海道消費生活基本計画（平成23年3月策定）
  - ・ 計画期間；平成22年度から25年度の4年間
  - ・ 特記事項；条例改正（禁止する不当な取引方法の拡充など）
- ＞ 第2次北海道消費生活基本計画（平成27年3月策定）
  - ・ 計画期間；平成26年度から30年度までの概ね5年間
  - ・ 特記事項；計画期間を31年度まで延長

## 策定に当たって考慮が必要な事項

## 【国の次期消費者基本計画】

## ◆ 第4期消費者基本計画

（令和2年度から5カ年）

## 計画に加えるべき新たな視点

- ・ 消費者政策による「持続可能な開発目標（SDGs）」への貢献
- ・ 消費者政策の対象とすべき「消費者問題」の範囲の検討 など

## 【社会情勢の変化】

- 高齢化社会・情報化社会のさらなる進展、人口減少問題
- 取引の多様化・迅速化（シェアリングエコノミーなど、既存の法令が対応・想定していないビジネス）
- 消費者市民社会の形成への要請（エシカル消費の実践など）

## 【消費者行政を巡る国の動き】

- 消費生活関連法令の改正（民法改正による成年年齢の引下げ）
- 持続可能な開発目標（SDGs）の推進
- 消費者ホットライン（188番）の一層の周知

## 【重点的に取り組む施策の達成状況】

## ◆ 消費者教育の推進

- ・ 学校における消費者教育の推進

## 【指標項目】

消費者教育に関する取組を実施している団体等と連携し、生徒が体系的に事例等を学ぶ消費者教育を実施している道立高校の数	現状値(年度)	目標値(年度)
	118 (H29)	50 (H30)

## ◆ 高齢者の被害の防止

- ・ 高齢者や障がい者の消費者被害の防止と早期発見に向けた周囲の見守り体制の構築

## 【指標項目】

消費者被害防止地域ネットワーク組織数	現状値(年度)	目標値(年度)
	68 (H29)	60 (H30)